

鹿沼市小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

はじめに

文部科学省は、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子どもが通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子どもの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じる」と示しました。その後、“人と人との距離の確保”、“マスクの着用”、“手洗いなどの手指衛生”といった基本的な感染対策を継続するという新しい生活様式を普及させることを前提とし、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図る方向性を示し、段階的な過程を経て学校を再開する指針を示しました。

これらの状況を受け、鹿沼市教育委員会においても、本市の児童生徒の将来を見据え、学びの保障、心身の健康の保持増進、豊かな人間性の育成などの実現に向け、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を最大限講じつつ、学校を再開することを決定しました。

そこで、今後学校が教育活動を行っていく中で、児童生徒および教職員への感染を防止するための基本的な考え方や対策等に関するマニュアルを作成しました。

本マニュアルは、国や県の方針に基づき、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」の3つの視点から、学校が留意すべき事項についてまとめたものです。記載された内容を参考にいただき、各校の実態等に合わせて、万全の対策および児童生徒への指導の徹底を行うようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては状況が日々変化していくため、内容について変更が生じる可能性があります。今後も国や県の動向を見ながら、各学校の実態に応じて対応していただきたいと思います。

1. 新型コロナウイルスとは

コロナウイルスは、一般の風邪症状の原因となるウイルスであるが、過去に発生した「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や、2012年に発生し今も中東などで発生がみられる「中東呼吸器症候群（MERS）」といった重症肺炎の原因となるものもある。現在、流行している新型コロナウイルス感染症は「COVID-19」である。

ウイルスは、粘膜などに付着し体内に入り込む。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われており、表面についても時間がたてば壊れてしまう。付着した物の種類によっては24～72時間くらい感染力をもつと言われている。

感染から発症までは1～14日（多くは5日前後）程度とされているが、感染者のほとんどが軽症で、およそ8割は他の人へ感染させていないという報告がある。一方で、咳が強くなったり息が荒くなったりといった肺炎の初期症状が出てくることがあり、肺炎を発症した場合の重症度は季節性インフルエンザより高いとされている。

一般的には、「飛沫感染」と「接触感染」により感染すると言われている。

「飛沫感染」とは、感染者の咳やくしゃみなどで飛び散るウイルスを含んだ飛沫（つば・しぶき）を、他者が口や鼻から吸い込んで感染することである。

また、「接触感染」とは、感染者への直接的な接触、もしくは感染者がくしゃみや咳を押さえた手で、ドアノブやスイッチなどに触れることで感染者のウイルスが付き、他者がその部分に触れることで感染者のウイルスが他者の手に付着し感染することである。

ウイルスは、流水と石けんでの手洗いや手指消毒用アルコールによって感染力を失わせることができる。

2 学校における新型コロナウイルス感染症対策

(1) 児童生徒・教職員の健康観察の徹底

学校では、児童生徒や教職員が休みやすい環境作りに努めるとともに、以下のよう
に健康観察を徹底する。

- ア 学校への登校・出勤前に、毎日必ず家庭で検温を行うとともに、風邪症状等
を確認する。児童生徒については、「健康観察シート^{資料2}」を活用し、**登校
時、教室入室前に持参した健康観察シートを教職員が必ず確認**し、健康状態
を把握する。
- イ 特に、スクールバスを利用する児童生徒については、上記アを徹底し、症状
等が認められる場合は乗車を見合わせる。なお、スクールバスに関するルー
ルや留意点をあらかじめ利用者や保護者に示しておく。
- ウ 登校・出勤前に検温を忘れた者は、教室入室前に保健室等で検温する。
- エ 発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養するよう定期的に保護者へ周知
を図る。

<参考資料1> 県教委義務教育課

「新型コロナウイルス感染症対策のための出席停止等に伴う指導要領の記載について」

※ 記入例については、鹿沼市教育委員会が作成

オ 医療的ケアが必要な児童生徒の中でも、呼吸器の機能の障害のある者や、基

礎疾患等がある児童生徒については、保護者と主治医が相談の上、登校について判断する。

カ 校内で発熱や風邪症状等が確認された児童生徒は早退とする。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒に配慮し、空き教室等を利用することも検討する。

キ 授業中、休み時間、放課後等も、全ての児童生徒に対して、可能な限り随時健康観察を行う。

ク ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

②基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）があり発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

③発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

上記の状態がみられるときは、栃木県新型コロナウイルスコールセンターや県西健康福祉センターへ相談するように指導する。

【電話相談窓口】

○栃木県新型コロナウイルスコールセンター

電話番号 0570-052-092 （対応：24時間（土日、祝日を含む））

○県西健康福祉センター

電話番号 0289-62-6225 （対応：平日8時30分～20時まで）

（2）日常の感染症対策の徹底

感染症対策で重要な飛沫感染と接触感染の防止については、以下のように対策を徹底する。

① こまめな手洗い・うがいの徹底

下記の機会において、児童生徒が自主的に手洗い・うがいを行うよう指導する。

- ・学校への登校後
- ・給食の前後
- ・清掃終了後
- ・外から教室に入る時
- ・トイレの後
- ・くしゃみをした後、鼻をかんだりした後
- ・多くの人に触れる場所や共用の教材・教具、情報機器等に触れる前後
- ・他人のマスクや落ちているティッシュ、他人の着替え等に触れた後 など

- ※ 毎日、清潔なハンカチを携行するよう指導する。
- ※ 児童生徒が手洗い・うがいを行う際には、手洗い場が密集しないよう、順番や動線を示すなどの対策を行うことが必要となる。
- ※ 特に下膳後の片づけを行った給食当番には、手洗い・消毒を徹底させる。

<参考資料2> 首相官邸 HP 「手洗い」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059529.pdf>

② 換気の徹底

感染を予防するために、以下の点に留意して適宜換気を行うようにする。

- ア 可能な限り、窓は常時開けておくようにし、気候等の状況でそれが不可能な場合は、休み時間ごとに換気を行うようにする。
- イ 原則として2方向の窓を同時に開けるようにする。
- ウ 空調利用時においても、必ず換気を行う。
- エ 室温等に注意し、必要に応じて児童生徒の服装等についても配慮する。
- オ 光化学スモッグや高温など気候上外気を大量に入れかえることが難しい場合は、児童生徒等の健康観察を行いながら、可能な限りの換気や出入口を開ける等の対応を検討する。
- ※ 換気の程度は、天気や教室の位置等によって異なるため、必要に応じて学校医および学校薬剤師に相談する。

<参考資料3> 首相官邸 HP 「3つの『密』を避けるための手引き」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>

③ 児童生徒や教職員等のマスク着用の徹底

学校では近距離での会話や発声等が必要な場合が多いため、マスクを着用させるようにする。その際、下記のこと

- ア 必ずマスクを着用して登校するよう事前に家庭へ協力を求める。(保護者が来校する際も同様) また、
- イ マスクが準備できない、もしくは忘れてしまった児童生徒に対しては、状況に応じて学校のマスクを配布する。
- ウ 児童生徒がマスクをはずしたときに、他の児童生徒のものと取り違えることのないよう、またマスクを衛生的に管理できるようビニール袋を準備させる。その際、ビニール袋には必ず記名をするよう指導する。

エ 体育の授業等においてはマスクをしないことも可能であるが、その際は着用時以上に児童生徒同士の間隔を確保する等の対策を講じる。

＜参考資料4＞ スポーツ庁政策課学校体育室
「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」

オ 気温や湿度が高いときには、マスクを着用することで熱中症になる危険性も考慮しなくてはならない。空調設備がある環境においては、室温を適切に管理しながら児童生徒の観察を十分に行うようにし、また、空調設備がない環境においては、マスクをはずすこともやむを得ないが、それに代わる感染予防対策を講じるようにする。

※ 熱中症防止を含めた児童生徒の健康管理の観点から、児童生徒の服装等についても留意する。

＜参考資料5＞ 文部科学省 HP 「マスクを作りたい！」
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

④ 咳エチケットの指導の徹底

換気やマスク着用と併せて、咳エチケットについても必ず指導する。

＜参考資料6＞ 首相官邸 HP 「咳エチケット」
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059528.pdf>

⑤ 学校の保健管理の徹底

下記のことを留意し、適切に学校の保健・衛生管理を行う。

ア 学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策や学校環境衛生等の対応について確認する。

イ 教室やトイレなどで、多くの児童生徒等や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材、教具、情報機器などは1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒を行い、学校環境衛生を良好に保つ。

ウ 児童生徒が触れる用具や備品については、できる限り共用を避けるようにする。共用を避けるのが難しい物や十分な消毒ができない物（図書室の本など）については、感染を防止するため、使用前後の手洗いを徹底するよう指導する。

<参考資料 7> 厚生労働省 HP

「身のまわりを清潔にしましょう。～新型コロナウイルス対策～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

<参考資料 8> 鹿沼市教育委員会

「学校図書館における本の貸し出し等に関する留意事項について」

⑥ 配席に関する配慮の徹底

児童生徒同士の身体的距離を、可能な限り確保できるように下記のことには留意する。

ア 教室等における指導の際には、児童生徒の席の間は、可能な限り離すようにする。

(おおむね 1～2m)

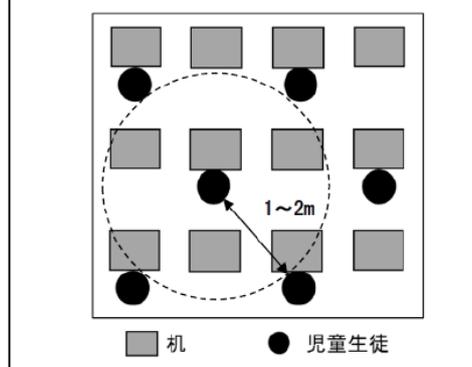
イ 対面しない。

ウ グループ活動を行う場合には、複数の教室や廊下等を利用し、児童生徒が近距離で会話をしないようにするなどの配慮も考えられる。

エ 空き教室やフリースペース等があれば、授業等で活用することも考えられる。

オ 配席に限らず、教育活動内の児童生徒の動きに関して、密集や接触を避けるために、移動時の児童生徒の動線を検討しておくことも必要である。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



(3) 学校給食の実施

学校給食の実施については、「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底するとともに、以下のように感染症対策に努める。

① 献立について

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であるとされており、食品を介して感染したとされる事例はないことから、学校給食において、生の野菜や果物、あえ物等の提供について問題はない。

② 準備について

配膳の準備を行うに当たっては、下記のこと配慮する。

ア 給食当番の児童生徒及び教職員等の健康状態の把握

給食当番（以下、当番）や配膳を行う教職員、配膳ボランティアは、毎日配膳前に、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食の配膳活動が可能であることをチェックし点検票に記録すること。当番は主に担当がチェックする。

※「衛生的な服装」とは、清潔な白衣等、マスク、帽子を付けていること

<参考資料 9> 学校給食衛生管理基準に基づく「学校給食日常点検票」
学校共有フォルダ¥01 市教委連絡用¥02 学校教育課
¥01 学校教育係¥41 給食¥日常点検様式

イ 当番に限らず全ての児童生徒および教職員のマスク着用

給食時間になったら、当番だけでなくその場にいる全ての児童生徒および教職員がマスクを着用する。

ウ 当番に限らず全ての児童生徒および教職員の手洗い、消毒の徹底

- ・流水と石鹸等による手洗い、アルコール等による手指の消毒を徹底する。
- ・毎日清潔なハンカチを身に着けることを指導する。

エ 配膳台等の消毒の徹底

食器等が直接触れる箇所であるため、クラスワゴン、配膳台等は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やアルコール等で消毒をする。

※ 特に当番など配膳に関わる児童生徒については、教職員の立ち会いのもと、手洗いや手指の消毒をさせるなど、確実な衛生管理を徹底する。

③ 配膳について

児童生徒へ配膳に関する指導を行うにあたっては、下記のこと配慮する。

ア 特に当番の児童生徒は、手洗いおよび消毒後に顔や頭、マスク等を触らないよう指導する。

イ 配膳台等に密集しないよう配慮する。

ウ 箸やスプーンを配る当番や教職員は、口に入る部分に触れないよう注意する。

エ 配膳中は喋らない。

オ ランチマットは個人で管理し、汚れたときや週末には必ず持ち帰り、洗濯をして清潔に保つ。

※ 給食を食べる机を水拭き等で拭いた後、次亜塩素酸ナトリウム溶液やアルコール等で消毒する場合、ランチマットはなくてもよい。

※ きちんと手洗いをし、消毒した手指であれば使い捨て手袋を使う必要はない。

④ 喫食について

喫食する際には、下記のこと配慮する。

ア 机を向かい合わせにしない。

イ 会話は控える。

ウ 咳エチケットを徹底するために、机上にハンカチ等を置いてすぐ使用できるようにしておくことよい。

エ 不要な出歩きはしない。

オ おかわりは極力ないように、あらかじめ配膳時に教職員が調整する。

⑤ 片づけについて

片づけを行う際には、下記のこと配慮する。

ア 配膳台等に密集しないよう配慮する。

イ 片づけの際も、全ての児童生徒および教職員はマスクを着用する。

ウ 食後の食器、箸等には唾液が付いているため、グループごとにまとめて下膳させるのではなく、各自で食器籠に戻すようにする。

エ 残菜は各自が使用した箸やスプーンを使って食缶等に戻すようにする。または、教職員がゴムベラ等を使って食缶等に戻す。

オ 片づけ後は、全ての児童生徒および教職員が必ず手を洗う。

※ 特に当番の児童生徒や教職員は、作業後は必ず手洗いとアルコール等による手指の消毒を行う。

⑥ その他

その他の対応について、各校の実態に応じて適切に対応する。

ア 白衣の使用については、家庭に持ち帰らず学校でまとめて洗濯をする、当番の児童生徒に持参させたエプロン、頭おおいを使用させる等、共用を避ける方法も考えられる。

※ 学校で洗濯をする場合、次亜塩素酸ナトリウムを用いると消毒になる。

イ 児童生徒が喫食中に嘔吐した場合については、通常の嘔吐物の取り扱いと同様に対応する。

<参考資料 10>

鹿沼市教育委員会「学校給食時における嘔吐物の処理について」

(令和2年度 学校給食主任研修会資料)

ウ 配膳に使い捨て手袋を使用する場合も、事前の手洗いとアルコール等による消毒は必ず行う。

エ 配膳に使い捨て手袋を使用する場合、手袋をした安心感からあちこち触れてしまったりする可能性が高くなることから、十分に注意をすることが求められる。

(4) 部活動の実施

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われる活動であるが、生徒の健康および安全の確保のために、必ず顧問が生徒の状態や活動状況を把握しなくてはならない。活動に際しては、下記のこと留意する。

ア 活動への参加については、保護者の承諾を得た上、無理をさせることのないよう配慮する。

イ 顧問は、健康観察シート等を活用するなど、生徒に体調管理を徹底させる。

ウ 休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等に変化がないか確認をする。

エ 更衣等についても、3密を避けるよう配慮、指導する。

オ 手洗い・うがい等の基本的な感染症対策を徹底する。

カ 休業中の体力の低下を考慮して、練習を計画する。

キ 室内の部活動においては、密閉空間とならないよう、換気をした状態で活動する。窓の開放が難しい活動については、30分～1時間に1回活動を休止し、換気を行うようにする。

ク 生徒同士および顧問と生徒が近距離での会話等を避けられるよう工夫する。

- ケ 相手と一定時間接触するような練習は原則として避ける。また、吹奏楽や合唱等の活動においては、少人数のパート練習等を原則とし、その際も間隔を開けるなどの対策は必ず講じる。
- コ 活動時間や活動日数、対外試合や合同練習の実施等については、中体連および中文連の方針に基づき、各校の部活動方針に沿って決定する。

(5) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これら避ける行動をとることができるように指導する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないように指導する。

(6) 児童生徒の心のケア

学級担任や養護教諭等を中心とした日常的な健康観察をはじめとするきめ細やかな観察等から、児童生徒の心身の状況を適切に把握する。健康相談や教育相談等の実施やスクールカウンセラーによる支援を必要に応じて行うなど、児童生徒のニーズに即したフォローアップを積極的に行う。

また状況によっては、市教育相談室等の支援機関と連携を図る。

<参考資料 11> 国立研究開発法人国立育成医療研究センターHP
「新型コロナウイルスと子どものストレス」
<http://www.ncchd.go.jp/news/2020/20200410.html>

(7) 登下校時の児童生徒の安全確保

下記のこと留意し、引き続き登下校時の児童生徒の安全の確保に努める。

- ア 登下校の際に密接とならないよう指導する。
- イ 分散登校を実施する際、児童生徒が人通りの少ない場所を一人で登下校するといったことも想定できるため、特段の注意をする。
- ウ 特に、通学に不慣れな小学校1年生の登下校中の安全確保については、十分配慮する。

(8) 免疫力を高める指導

体の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、1日3回のバランスの取れた食事を心がけるよう児童生徒に指導するとともに、家庭の協力を依頼する。

3 新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応

児童生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症の感染者^{※1} 又は濃厚接触者^{※2} となった場合の基本的な対応については、下記のとおりとする。

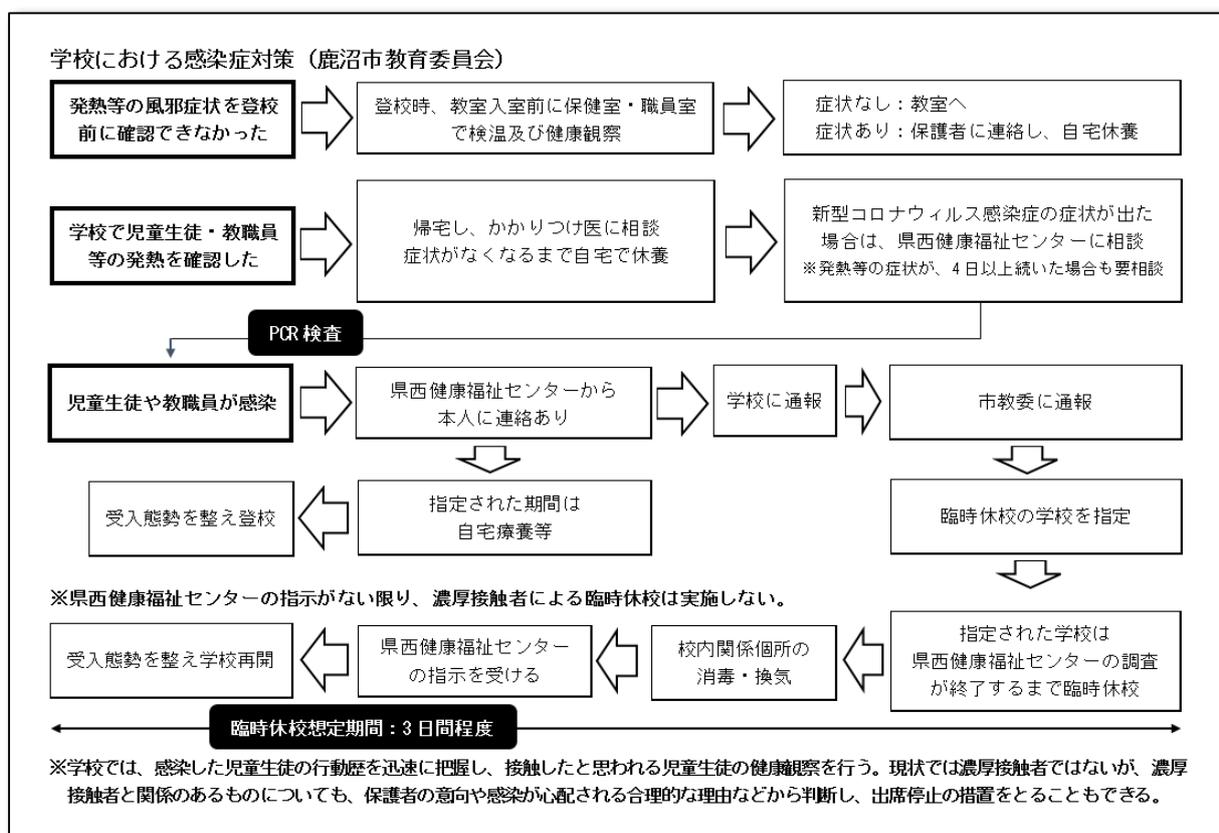
なお、児童生徒や教職員が感染者または濃厚接触者となった場合、学校は下記へ連絡をする。

- ①教育委員会 ②県西健康福祉センター ③学校医等

また、県等の衛生主管部局から教育委員会が情報を把握した場合、教育委員会から当該学校へ連絡する。

- ※1 感染者：症状の有無に関わらず、遺伝子検査（PCR検査等）の結果が陽性となったもの
 ※2 濃厚接触者：保健所の調査の結果、特定されたもの

図 新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応フロー



(1) 児童生徒が感染者となった場合

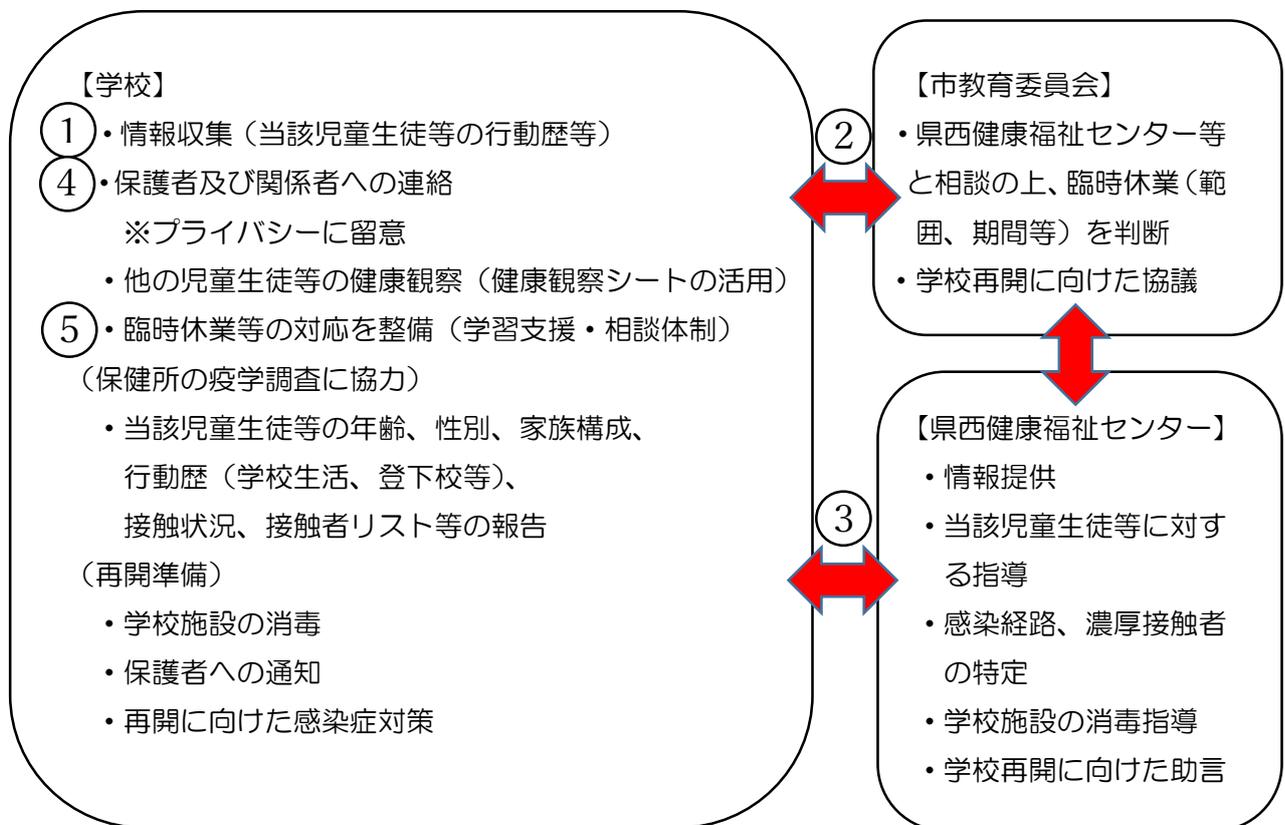
ア 当該児童生徒等は治癒するまで出席停止とする。(学校保健安全法第 19 条)

イ 原則として、学校は臨時休業とする。(学校保健安全法第 20 条)

<学校の対応>

- ① 児童生徒または教職員の感染情報を把握
- ② 教育委員会への報告
- ③ 県西福祉センターとの情報共有
- ④ 保護者および関係者への連絡
- ⑤ 臨時休業等の準備

※ 感染者が発生した場合等の初動対応資料 5 に沿って対応



(2) 児童生徒が濃厚接触者となった場合

ア 当該児童生徒は出席停止とする。(学校保健安全法第 19 条)

出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間と示されている。

イ 原則として、学校は臨時休業としない。

ウ 学校では、当該児童生徒の行動歴等を把握し、接触したと思われる児童生徒の健康観察を行う。(健康観察シート資料 2 の活用)

なお、現状では、濃厚接触者ではないが、濃厚接触者と関係のあるもの (家

族等に濃厚接触者（もしくはその疑い）がいるなど）についても、保護者の意向や感染が心配される合理的な理由などから判断し、出席停止等の措置をとることができる。（学校教育法施行規則第 63 条）

（3）教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

（1）または（2）と同様の対応とする。（教職員は特別休暇又は在宅勤務等）

※ 公表に関しては、り患した児童生徒または教職員の個人のプライバシー保護の観点から、必要な情報のみの公表とする。

また、児童生徒に対しては、り患者を特定しようと詮索したり、憶測等からのうわさや風評を広げたりすることのないよう、指導を徹底する。

4 その他

児童生徒等の定期健康診断の実施

令和 2 年 3 月 19 日付け文部科学省事務連絡において、毎学年 6 月 30 日までに実施することとされている児童生徒等の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施することとされているため、実施時期や実施方法については、学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、対応する。

また、実施に当たっては、下記により感染症対策を行うこととし、教職員及び児童生徒、保護者の理解を得て実施する。

- 児童生徒等に対して各種健康診断前後の手洗い、マスクの着用を徹底する。
- 会場の換気を行い、児童生徒等の順番待ちのスペースを確保するとともに、会場に入る人数の制限を行い密集させず、会話を慎むように指導するなど 3 密を避ける。
- 検査器具の消毒等を徹底する。（特に児童生徒の顔・口や手に触れるもの）

なお、児童生徒の定期的健康診断について実施が延期されているため、特に、日常的な健康観察等による児童生徒の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援する。

<参 考>

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）」
：新型コロナウイルス感染症対策本部
- 「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年5月13日時点）」
：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
- 「小・中学校及び義務教育学校における教育活動再開に向けた段階的な対応について（参考資料）【5月8日時点】」：栃木県教育委員会
- 「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル」：栃木県教育委員会
- 「学校教育活動再開時における登下校時の安全確保について」
：文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
- 「正しい知識であわてず対応 新型コロナウイルス感染症 COVID-19」
：一般財団法人日本公衆衛生協会
- 「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」：大阪市教育委員会